

平成 27 年 9 月 15 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

平成 27 年 9 月 14 日に報告された懲戒処分に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

平成 27 年 9 月 14 日に代表者会議に報告された懲戒処分

2 質問の要旨

国家公務員が懲戒を受けた場合は氏名明らかにされることから次の質問を行う。

1. 納税課（再任用職員）小原芳則が懲戒処分を受けたことは事実か。
2. 本懲戒処分の対象は小原氏が平成 26 年から 44 回も遅刻をしたことも含まれたのか。
3. 小原氏が遅刻した事実となる打刻記録を若手職員に指示し、改竄させたことは事実か。
4. この小原氏は昨平成 26 年まで鎌倉市職員労働組合委員長を務めていたか。現在の労働組合内の役職は何か。（別紙参照）
5. 何故、小原氏の場合は懲戒対象となる事案を起こしたのに、いつもの案件と異なり、処分前に報告を議会にしなかったのか。
6. 本件について、吉岡副議長、前川議長から意見や抗議はあったのか。（平成 27 年 9 月 14 日時点）
7. 小原氏の指示によって悪質な改竄をさせられていた若手職員のメンタルヘルスが懸念されるが問題ないか。主観ではなく、科学的に如何か。
8. これまでの長い鎌倉市の歴史において、44 回もの大量の遅刻はあるのか。把握している範囲で如何か。
9. 鎌倉市史上初となるこのような懲戒案件が松尾市長在任時に発生したことについての感想は何か。
10. 本質問への答弁について労働委員会や公調など公的機関に提供することは公開を前提とする答弁なので可能であるか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

⑨ (平成 27 年 9 月 28 日まで) ・ 無

(理由：総務常任委員会より前に速やかに答弁を頂きたい。必要により、番外質問
や緊急質問を行うため。)